（自治大学校部長教授）同　田谷　聡
政治資金適正化委員会事務局長に昇任させる
（大臣官房審議官（行政評価局担当）併任財務省大臣官房審議官）総務事務官併任財務事務官　宮島　守男
関東管区行政評価局長に配置換する
（総合通信基盤局電波部長）総務事務官　吉田　靖
関東総合通信局長に配置換する
（総合通信基盤局総務課情報通信政策総合研究官）同　髙﨑　一郎
中国総合通信局長に配置換する
（自治財政局交付税課長）同　稲山　博司
大臣官房付に配置換する
（滋賀県理事）滋賀県職員　市橋　保彦
大臣官房付に採用する
（大臣官房付）総務事務官　市橋　保彦
内閣官房に出向させる
（人事・恩給局参事官）同　谷　史郎
大臣官房付に配置換する
（政策統括官（統計基準担当））同　池川　博士
辞職を承認する（以上八月十五日）
（大臣官房審議官（税務担当））総務事務官　滝本　純生
辞職を承認する（八月二十五日）
（人事・恩給局長）総務事務官　村木　裕隆
総務審議官に任命する
行政制度担当を命ずる
（大臣官房付）同　稲山　博司
大臣官房総務課長に配置換する
（大臣官房参事官併任自治行政局地域政策課）同　原田　淳志
大臣官房企画課政策室長に併任する
（情報通信国際戦略局国際政策課長）同　淵江　淳
大臣官房参事官に配置換する
（行政評価局長）同　田中　順一
人事・恩給局長に配置換する
（人事・恩給局人事政策課長併任人事・恩給局公務員高齢対策課）同　吉開正治郎
人事・恩給局公務員高齢対策課の併任を解除する
（大臣官房審議官（企画・政策担当）併任大臣官房企画課政策室長）同　関　博之
行政管理局担当を命ずる
企画・政策担当を免ずる
大臣官房企画課政策室長の併任を解除する
（大臣官房審議官（行政評価局担当）併任行政評価局年金記録確認中央第三者委員会事務室長）総務事務官　新井　英男
行政評価局長に昇任させる
行政評価局年金記録確認中央第三者委員会事務室長の併任を解除する
（大臣官房参事官（官房総務課））同　上村　進
大臣官房審議官（行政評価局担当）に昇任させる
行政評価局年金記録確認中央第三者委員会事務室長に併任する
（大臣官房審議官（行政管理局担当））同　田部　秀樹
地方行政・電子自治体、選挙担当を命ずる
行政管理局担当を免ずる
（地方公務員共済組合連合会事務局長）職員　米田耕一郎
大臣官房審議官（財政制度・財務担当）に採用する
（大臣官房審議官（財政制度・財務担当））総務事務官　平嶋　彰英
税務担当を命ずる
財政制度・財務担当を免ずる
（情報通信国際戦略局付）同　仲矢　徹
情報通信国際戦略局国際政策課長に配置換する
（信越総合通信局長）総務技官　奥　英之
情報通信国際戦略局付に配置換する
（東北総合通信局長）同　井澤　一朗
大臣官房付に配置換する
（内閣府沖縄振興局付）内閣府事務官　高野　修一
中部管区行政評価局長に昇任させる
（情報流通行政局付）総務技官　武井　俊幸
東北総合通信局長に配置換する
（大臣官房付併任内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）命内閣官房郵政改革推進室参事官）総務事務官　佐藤　克彦
信越総合通信局長に昇任させる
（大臣官房総務課長）同　南　俊行
大臣官房付に配置換する
（総務審議官（行政制度担当））総務審議官　福井　良次
辞職を承認する（以上八月二十六日）
（自治行政局公務員部公務員課長命自治行政局公務員部公務員課高齢対策室長事務取扱）総務事務官　植田　浩
自治行政局公務員部公務員課高齢対策室長事務取扱を免ずる（八月三十日）
（情報流通行政局衛星・地域放送課企画官併任情報流通行政局地上放送課デジタル放送受信者支援室長）総務事務官　玉田　康人
総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長に昇任させる
情報流通行政局地上放送課デジタル放送受信者支援室長の併任を解除する
（総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長）同　鈴木　信也
人事院に出向させる（以上九月一日）
（大臣官房付）総務技官　井澤　一朗
辞職を承認する（九月二日）
（行政評価局評価監視官併任内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）命内閣官房行政改革推進室参事官併任内閣府行政刷新会議事務局）総務事務官　横山　均
大臣官房付に配置換する
（行政評価局政策評価官併任行政評価局併任行政評価局評価監視官）同　山内　達矢
行政評価局評価監視官の併任を解除する
（行政管理局調査官）同　砂山　裕
行政評価局評価監視官に昇任させる（以上九月五日）
（自治大学校副校長命自治大学校部長教授事務取扱）総務事務官　有岡　宏
自治大学校部長教授事務取扱を免ずる
（消防庁消防・救急課救急企画室長）同　松元　照仁
自治大学校部長教授に昇任させる（以上九月十五日）

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２３３９号
横浜市鶴見区浜町２丁目10番地１
債務者　末永　節
１　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若井　公志
４　破産債権の届出期間　平成23年10月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月17日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで

平成２３年（フ）第４６号
山形県最上郡金山町大字金山1337番地
債務者　今田　守
１　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　陽介
４　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月16日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで

平成２２年（フ）第２４号
大分県中津市大字中原378番地１　市営榊原住宅５号
債務者　後藤　修
１　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　直樹
４　破産債権の届出期間　平成23年10月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月28日午後２時10分
６　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係